

# 山陽小野田市農業委員会

## 第17回

### 総会議事録

1. 開催日時 令和3年11月12日午後1時30分から午後2時48分

2. 開催場所 山陽小野田市厚狭公民館2階 第一研修室

3. 出席委員

会 長	1	田尾 光一
会長職務代理者	9	山本 シゲ子
委 員	2	相本 まゆみ
	3	中原 義治
	4	藤井 豊
	5	森田 祐三
	6	田中 覺
	7	緒方 始
	8	辻村 勝好
	10	佐々木 勇藏
	11	五十嵐 奨
	12	村上 雅彦
	13	二井 一夫

4. 欠席委員 14 國吉 彰

## 5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議案第 71号 農地法第3条 権利の移動

議案第 72号 農地法第5条 転用を目的とする権利移動

議案第 73号 現況証明願

報告第 34号 水田埋立畑地造成事前申出について

報告第 35号 農地法第4条第1項ただし書きの規定による届出について

報告第 36号 農地法第5条第1項ただし書きの規定による届出について

報告第 37号 農地法第18条第6項の規定による通知について

議案第 74号 農用地利用集積計画について

報告第 38号 非農地処理について

議案第 75号 農地法第3条(施行規則第17条第2項該当)に規定する別段面積の指定解除について

## 6. 農業委員会事務局職員

事務局長 幡 生 隆太郎

事務局主査 吉 田 悦 弘

## 7. 議会の概要

- 議長 定刻になりましたので、只今より第 17 回山陽小野田市農業委員会総会を開会いたします。
- (起立、礼、着席)
- 本日の欠席委員は國吉委員です。
- それでは議事日程のとおり進めてまいりたいと思います。
- 本日の議事録署名委員は 8 番辻村委員と 9 番山本会長職務代理者をお願いいたします。
- それでは議事に入ります。
- 議案第 71 号、農地法第 3 条の規定による許可申請についてを上程します。
- 事務局の説明を求めます。
- 局長 今月の農地法第 3 条の許可申請は 10 件です。
- 議案第 71 号番号 46 について議案書をもとに説明いたします。
- 3 ページをご覧ください。
- 申請地は、市役所から北へ約 2.5 k m に位置する農用地区域内農地及び第 2 種農地です。
- 申請内容は 1 ページの番号 46 のとおりです。
- 公函は 4 ページをご覧ください。
- 本件は農地法第 3 条第 2 項に該当していないため、許可の要件を満たしていると考えられます。
- 議長 次に現地調査報告をお願いします。
- 1 3 番 現地の報告をさせていただきます。現地の位置につきましては事務局から説明がありましたので省略します。1 1 月 4 日に事務局 2 名と五十嵐委員、私の 4 名で現地の確認をさせていただきました。
- 周辺の状況は、現地が 2 か所に分かれています。159 の方から説明しますと、西側が田んぼで、東側が雑種地、南側は水路で北側が道となっていました。残りの農地は北と東が道路、西側が宅地、南側が田んぼとなっています。申請地の状況は、159 が草地で、161 が保全管理、163 と 165-3 が畑で、野菜や柿、柑橘が栽培されていました。残りの 164-1 は半分以上が藪になっており、残りは保全管理中でした。
- 譲渡し人は、維持管理が困難なため、譲渡するとのことで、譲渡するそうです。譲受人は近所に居住しており、荒れ地にならないように譲り受

け、耕作を行うそうです。

なお、164-1の藪の部分は、整備を行い、果樹耕作を行うそうです。

以上で報告を終わります。

議長

何か質問はありませんか。

無いようでしたらこれより採決に入ります。

議案第71号番号46に賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

全員賛成により原案どおり承認することといたします。

次に番号47について事務局の説明を求めます。

なお、辻村委員は、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、本件議事に参与することができませんので、恐れ入りますが、ご退席をお願いします。

(辻村委員 一時退席)

局長

議案第71号番号47について議案書をもとに説明いたします。

5ページをご覧ください。

申請地は、南支所から東へ約1.0kmに位置する第3種農地です。

申請内容は1ページの番号47のとおりです。

公函は6ページをご覧ください。

本件は農地法第3条第2項に該当していないため、許可の要件を満たしていると考えられます。

議長

次に現地調査報告をお願いします。

13番

現地の報告をさせていただきます。現地の位置につきましては、事務局の方から説明がありましたので省略します。

周辺の状況は、北側と南側が田で、東側が道路、西側が山となっています。申請地の状況は保全管理中です。譲渡し人は、維持管理が困難なため、譲渡するとのことでした。譲受人は経営規模を拡大するため、譲り受けるとのことでした。以上で報告を終わります。

議長

何か質問はありませんか。

無いようでしたらこれより採決に入ります。

議案第71号番号47に賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

全員賛成により原案どおり承認することといたします。

辻村委員は入室してください。

(辻村委員 着席)

次に番号48について事務局の説明を求めます。

局長

議案第71号番号48について議案書をもとに説明いたします。

7 ページをご覧ください。

申請地は、総合事務所から北東へ約 1.7km に位置する第 2 種農地です。

申請内容は 1 ページの番号 48 のとおりです。

公函は 8 ページをご覧ください。

本件は農地法第 3 条第 2 項に該当していないため、許可の要件を満たしていると考えられます。

議長 次に現地調査報告をお願いします。

1 1 番

現地の報告をさせていただきます。現地の位置につきましては、事務局から説明がありましたので省略させていただきます。周辺の状況は、東側が田んぼで、西側が道路となっています。申請地の状況は、3 筆とも保全管理中で 921-1 に、譲受人が農機具を保管している倉庫が建っていました。譲渡人は相続できるようになったので、管理をお願いしていた、譲受人に譲渡することにしたそうです。譲受人は 8.2ha を耕作しており、耕作機械等も揃っていることから、耕作可能であると思います。

以上で報告を終わります。

議長

何か質問はありませんか。

無いようでしたらこれより採決に入ります。

議案第 71 号番号 48 に賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

全員賛成により原案どおり承認することといたします。

次に番号 49 について事務局の説明を求めます。

局長

議案第 71 号番号 49 について議案書をもとに説明いたします。

9 ページをご覧ください。

申請地は、総合事務所から南へ約 1.4 km に位置する第 2 種農地です。

申請内容は 1 ページの番号 49 のとおりです。

公函は 10 ページをご覧ください。

本件は農地法第 3 条第 2 項に該当していないため、許可の要件を満たしていると考えられます。

議長 次に現地調査報告をお願いします。

1 1 番

現地の報告をさせていただきます。現地の位置につきましては、事務局から説明がありましたので省略いたします。

周辺の状況は、東側が宅地で、残りは山林に囲まれていました。

申請地の状況は、傾斜地に柑橘類が植えてあり、耕作中でした。

譲渡し人は、遠方に住んでおり、維持管理が困難なことから、譲渡するそうです。譲受人は 0.5ha を耕作中で、自宅に隣接していることから、耕作可能であると思います。以上で報告を終わります。

議長

何か質問はありませんか。「15：12」  
無いようでしたらこれより採決に入ります。  
議案第 71 号番号 49 に賛成の方の挙手を求めます。  
(全委員挙手)

局長

全員賛成により原案どおり承認することといたします。  
次に番号 50 について事務局の説明を求めます。  
議案第 71 号番号 50 について議案書をもとに説明いたします。  
11 ページをご覧ください。  
申請地は、市役所から北へ約 2.3 k m に位置する第 2 種農地です。  
申請内容は 2 ページの番号 50 のとおりです。  
公図は 12 ページをご覧ください。  
本件は農地法第 3 条第 2 項に該当していないため、許可の要件を満たしていると考えられます。

議長

1 3 番

次に現地調査報告をお願いします。  
現地の報告をさせていただきます。現地の位置につきましては事務局から説明がありましたので省略致します。  
周辺の状況は、雑種地と畑に囲まれている農地です。申請地の状況は、果樹等が耕作されていました。譲渡人は高齢のため、維持管理が困難であるため譲渡するとのことでした。譲受人は経営規模を拡大するため、譲り受けるとのことでした。取得後はミカンや柿などの果樹を栽培するそうです。以上で現地報告を終わります。

議長

何か質問はありませんか。  
無いようでしたらこれより採決に入ります。  
議案第 71 号番号 50 に賛成の方の挙手を求めます。  
(全委員挙手)

局長

全員賛成により原案どおり承認することといたします。  
次に番号 51 について事務局の説明を求めます。  
議案第 71 号番号 51 について議案書をもとに説明いたします。  
13 ページをご覧ください。  
申請地は、市役所から北西へ約 1.3 k m に位置する農用地区域内の農地です。  
申請内容は 2 ページの番号 51 のとおりです。  
公図は 14 ページをご覧ください。  
本件は農地法第 3 条第 2 項に該当していないため、許可の要件を満たしていると考えられます。

議長

次に現地調査報告をお願いします。

- 1 1 番 現地の報告をさせていただきます。  
現地の位置につきましては先程、事務局から説明がありましたので省略  
します。  
周辺の状況は、北側が田で、西側が宅地、東側と南側が、休耕田となっ  
ています。  
申請地の状況は、稲刈り後の田となっていました。  
譲渡人は今まで貸し付けていた人が辞めるとのことで譲渡するそう  
です。  
譲受人は 88a を耕作中で、農業機械等も揃っていることから特に問題は  
ないと思います。以上で報告を終わります。
- 議長 何か質問はありませんか。  
無いようでしたらこれより採決に入ります。  
議案第 71 号番号 51 に賛成の方の挙手を求めます。  
(全委員挙手)  
全員賛成により原案どおり承認することといたします。  
次に番号 52 について事務局の説明を求めます。
- 局長 議案第 71 号番号 52 について議案書をもとに説明いたします。  
15 ページをご覧ください。  
申請地は、市役所から南西へ約 1.0 k m に位置する第 3 種農地です。  
申請内容は 2 ページの番号 52 のとおりです。  
公図は 16 ページをご覧ください。  
本件は農地法第 3 条第 2 項に該当していないため、許可の要件を満たし  
ていると考えられます。
- 議長 次に現地調査報告をお願いします。
- 1 3 番 現地の報告をさせていただきます。  
周辺の状況は、北と東側が宅地で、西側が雑種地、南側が道路となっ  
ています。  
申請地の状況は野菜が耕作中でした。  
譲渡人は、以前から耕作をお願いしていたので、譲渡して引き続き耕作  
してほしいとのことです。譲受人は、以前から耕作しており、自宅に隣接  
する農地のため、譲り受けるそうです。  
これで報告を終わります。
- 議長 何か質問はありませんか。  
無いようでしたらこれより採決に入ります。  
議案第 71 号番号 52 に賛成の方の挙手を求めます。  
(全委員挙手)

全員賛成により原案どおり承認することといたします。

次に番号 53、番号 54 及び番号 55 並びに報告第 34 号「水田埋立畑地造成事前申出について」番号 4 は、関連しますので、一括して事務局の説明を求めます。

局長 議案第 71 号番号 53、番号 54 及び番号 55 並びに報告第 34 号「水田埋立畑地造成事前申出について」番号 4 について議案書をもとに一括して説明いたします。

17 ページをご覧ください。

申請地は、南支所から東へ約 1.0 km に位置する第 3 種農地です。

申請及び申出の内容は 2 ページの番号 53、番号 54 及び番号 55 並びに 53 ページ番号 4 のとおりです。

公図は 18 ページ、20 ページ及び 22 ページ並びに 55 ページ、埋立の断面図は 56 ページをご覧ください。

本件は農地法第 3 条第 2 項に該当していないため、許可の要件を満たしていると考えられます。

議長 次に現地調査報告をお願いします。

1 3 番 現地の報告をさせていただきます。

位置につきましては事務局から説明がありましたので省略します。

3 条 5 3 から説明させていただきます。

周辺の状況は、北側以外の 3 面が畑で、北側が道路となっています。

申請地の状況は、野菜が植えてありました。

譲渡人は、高齢のため、維持管理が困難なため、譲渡するとのことです。

譲受人は、所有している農地に隣接している農地のため、併せて耕作を行い、経営規模を拡大するとのことです。

続きまして番号 5 4 の説明に入らせていただきます。

周辺の状況は、北側が道路、東側が宅地、西と南側が畑でした。

申請地の状況は、野菜が耕作してありました。

譲渡人は、農地を交換することで効率化を図りたいとのことです。

本件と番号 5 5 の農地を交換するとのことです。

番号 5 5 についての説明を行います。

周辺の状況は、東側が道路で、北と西側には果樹が植えられており、南側は野菜耕作中でした。

申請地の状況は、保全管理中でした。

この申請地については、畑地造成も一緒に行いますので、届出が出ております。畑地造成に関しては、南側の自分の所有している農地と同じくら



議長

いの高さまで盛土を行い、畑として利用するそうです。

以上で報告を終わります。

何か質問はありませんか。

無いようでしたらこれより採決に入ります。

議案第 71 号番号 53、番号 54 及び番号 55 に賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

全員賛成により原案どおり承認することといたします。

また、報告第 34 号番号 4 は原案どおり処理いたします。

次に議案第 72 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を上程します。

事務局の説明を求めます。

局長

今月の農地法第 5 条の許可申請は 7 件です。

議案第 72 号番号 81 について議案書をもとに説明いたします。

25 ページをご覧ください。

申請地は、総合事務所から北東へ約 1.5 k m に位置する都市計画法に定められた用途地域内の第 3 種農地です。

申請内容は、23 ページの番号 81 のとおりです。

公図は 26 ページ、土地利用図は 27 ページをご覧ください。

本件は、「第 3 種農地」であるため、許可条件を満たしていると考えられます。

議長

次に現地調査報告をお願いします。

1 1 番

現地の報告をさせていただきます。

現地の位置につきましては事務局から説明がありましたので、省略します。周辺の状況は、西側が道路で、あとは宅地に囲まれていました。

申請地の状況は、耕作中で、野菜が耕作されていました。

雨水処理に関しては自然流下となります。

境界に関しては分筆し、境界測量をされていました。

周辺農地への取水、排水および進入路の影響はありません。

以上のことから特に問題ないと思います。報告を終わります。

議長

何か質問はありませんか。

無いようでしたらこれより採決に入ります。

議案第 72 号番号 81 に賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

全員賛成により原案どおり承認することといたします。

次に番号 82 について事務局の説明を求めます。

局長

議案第 72 号番号 82 について議案書をもとに説明いたします。  
28 ページをご覧ください。

申請地は、総合事務所から北東へ約 0.8 k m に位置する都市計画法に定められた用途地域内の第 3 種農地です。

申請内容は、23 ページの番号 82 のとおりです。

公図は 29 ページ、土地利用図は 30 ページをご覧ください。

本件は、「第 3 種農地」であるため、許可条件を満たしていると考えられます。

議長

次に現地調査報告をお願いします。

1 1 番

現地の報告をさせていただきます。

現地の位置につきましては事務局から説明がありましたので、省略させていただきます。

周辺の状況は、北側が野菜耕作中で、東側と南側が道路、西側が、田と宅地になっていました。申請地の状況は保全管理中でした。

雨水処理に関しては、東側の側溝に排水します。

汚水に関しては、合併浄化槽で処理します。

申請地への進入路は、図面東側からで、幅員は 2m です。

境界につきましては境界杭で確認できています。

以上のことから特に問題ないと思います。報告を終わります。

議長

何か質問はありませんか。

無いようでしたらこれより採決に入ります。

議案第 72 号番号 82 に賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

全員賛成により原案どおり承認することといたします。

次に番号 83 について事務局の説明を求めます。

局長

議案第 72 号番号 83 について議案書をもとに説明いたします。

31 ページをご覧ください。

申請地は、総合事務所から西へ約 2.9 k m に位置する公共投資の対象となっていない小団地の第 2 種農地です。

申請内容は、23 ページの番号 83 のとおりです。

公図は 32 ページ、土地利用図は 33 ページをご覧ください。

本件は、「他に適当な土地がないため」、許可基準を満たしていると考えられます。

議長

次に現地調査報告をお願いします。

1 1 番

現地の報告をさせていただきます。

現地の位置につきましては事務局から説明がありましたので省略させて

いただきます。周辺の状況は、北側が太陽光発電施設、西側が会社の駐車場、東側と南側が、河土手となっています。

申請地の状況は、稲刈り後の田んぼでした。

雨水処理に関しては、自然流下で、南側の川に排水します。

申請地への進入路は、図面東側からで、幅員は2mです。

境界については、境界杭や既設構造物、河川側は、コンクリート杭や既設構造物で確認できています。

以上のことから特に問題ないと思います。報告を終わります。

議長 何か質問はありませんか。

無いようでしたらこれより採決に入ります。

議案第72号番号83に賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

全員賛成により原案どおり承認することといたします。

次に番号84について事務局の説明を求めます。

議案第72号番号84について議案書をもとに説明いたします。

局長 34ページをご覧ください。

申請地は、市役所から南西へ約2.3kmに位置する都市計画法に定められた用途地域内の第3種農地です。

申請内容は、23ページの番号84のとおりです。

公図は35ページ、土地利用図は36ページをご覧ください。

本件は、「第3種農地」であるため、許可条件を満たしていると考えられます。

議長 次に現地調査報告をお願いします。

11番 現地の報告をさせていただきます。

現地の位置につきましては事務局から説明がありましたので、省略させていただきます。

周辺の状況は、東側と南側が倉庫、北側と西側が道路となっています。

申請地の状況は、保全管理中でした。

雨水処理に関しては、自然流下で道路側溝に排水します。

汚水は発生しません。

申請地への進入路の位置は図面西側で、幅員は2mです。

境界に関しては既設構造物で確認できています。

以上のことから特に問題ないと思います。報告を終わります。

議長 何か質問はありませんか。

無いようでしたら私から質問させていただきますが、犬は何匹いますか。また、ドッグランとは何ですか。

局長 犬の頭数は、不明です。現在近隣で同じような事業をしているようです。ドッグランは、犬を走らせたりする運動場のような場所です。

議長 近隣でやっているとのことですが、騒音等の苦情は大丈夫なのですか。太陽光でも問題が出る様に本件も騒音等で苦情が出た場合、農業委員会としてはノータッチですか。(39:50)

局長 当該事業を行うにあたって、山口県宇部環境保健所長より第一種動物取扱業登録証の交付を受けられておりますので、今言われたようなことにつきましては、この登録を受ける際に、事前に配慮した計画になっているものと思われま

議長 わかりました。

他に質問はありませんか。なければこれより採決に入ります。

議案第 72 号番号 84 に賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成により原案どおり承認することといたします。

次に番号 85 について事務局の説明を求めます。

局長 議案第 72 号番号 85 について議案書をもとに説明いたします。

37 ページをご覧ください。

申請地は、市役所から南へ約 2.6 k m に位置する都市計画法に定められた用途地域内の第 3 種農地です。

申請内容は、24 ページの番号 85 のとおりです。

公図は 38 ページ、土地利用図は 39 ページから 41 ページまでをご覧ください。

本件は、「第 3 種農地」であるため、許可条件を満たしていると考えられます。

議長 次に現地調査報告をお願いします。

1 3 番 現地の報告をさせていただきます。

現地の位置につきましては事務局から説明がありましたので、省略させていただきます。

周辺の状況は北側が宅地で、東側が道路、西側と南側が線路になっていました。

申請地の状況は、保全管理中でした。

雨水処理に関しては、東側水路に排水します。

汚水に関しては公共下水で処理します。

埋立法面の処理は、ブロックをつくそうです。

申請地への進入路の位置は、東側の道路に橋を架ける予定とのことですが、東側道路はちょっと車が通れる幅ではないため、線路沿いに車が通れるぐらいの通路があるため、そちら側から進入するようです。

議長

境界につきましては、境界杭で確認しています。  
以上のことから特に問題ないと思います。報告を終わります。  
何か質問はありませんか。  
無いようでしたらこれより採決に入ります。  
議案第 72 号番号 85 に賛成の方の挙手を求めます。  
(全委員挙手)

局長

全員賛成により原案どおり承認することといたします。  
次に番号 86 について事務局の説明を求めます。  
議案第 72 号番号 86 について議案書をもとに説明いたします。  
42 ページをご覧ください。  
申請地は、市役所から北へ約 1.7 k m に位置する農用地区域内農地ですが、現在、農振除外手続き中であり、除外後は第 2 種農地となります。  
除外は 12 月下旬の予定です。  
申請内容は、24 ページの番号 86 のとおりです。  
公図は 43 ページ、土地利用図は 44 ページから 46 ページまでをご覧ください。  
本件は、「他に適当な土地がないため」、許可基準を満たしていると考えられます。

議長  
1 3 番

次に現地調査報告をお願いします。  
現地の報告をさせていただきます。  
現地の位置につきましては事務局から説明がありましたので省略させていただきます。  
周辺の状況は北側と東側が道路で、西側が水路、南側が宅地となっています。  
申請地の状況は保全管理中でした。  
雨水処理に関しては、西側の水路に排水します。  
汚水に関しては、合併浄化槽で処理します。  
申請地は少し低いため、道路と同じ高さまで埋立を行うそうです。  
なお、この周辺はよく浸水する恐れがあるということで、もう少し嵩上げを行う可能性もあるとのことでした。

議長

申請地への進入路は、図面北側の道路からとなります。  
境界につきましては、既設構造物等で確認しています。  
以上のことから特に問題ないと思います。報告を終わります。  
何か質問はありませんか。  
無ければ私から質問させていただきます。  
490-12 というのは宅地だと思いますが、進入路はどこからになるのです

か。

1 3 番 申請地と図面で 489-11 と書いてある部分の間の辺りから進入します。  
議長 図面では水路となっていますが入れるのですか。

1 3 番 水路ですが蓋がしてあるので、問題ないと思います。  
議長 わかりました。では、もう一つ質問させていただきます。  
44 ページの図面にある矢印は何を表しているのですか。

局長 造成後の雨水の流れる方向です。

議長 わかりました。

他に質問はありませんか。無いようでしたらこれより採決に入ります。  
議案第 72 号番号 86 に賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

全員賛成により原案どおり承認することといたします。

次に番号 87 について事務局の説明を求めます。

局長 議案第 72 号番号 87 について議案書をもとに説明いたします。

47 ページをご覧ください。

申請地は、市役所から北西へ約 1.5 k m に位置する都市計画法に定められた用途地域内の第 3 種農地です。

申請内容は、24 ページの番号 87 のとおりです。

公図は 48 ページ、土地利用図は 49 ページをご覧ください。

本件は、「第 3 種農地」であるため、許可条件を満たしていると考えられます。

議長 次に現地調査報告をお願いします。

1 1 番 現地の報告をさせていただきます。現地の位置につきましては事務局から説明がありましたので、省略します。

周辺の状況は、東側と西側が宅地で、南側が道路、北側が山になっています。

申請地の状況は、保全管理中で、一部に果樹が植えてありました。

伐採し、整地して利用することでした。

雨水処理に関しては、道路側溝へ排水します。

汚水は発生しません。

申請地への進入路の位置は図面南側からで、幅員は 2m です。

境界については分筆測量済みでした。

以上のことから特に問題ないと思います。

これで報告を終わります。

議長 何か質問はありませんか。

無いようでしたらこれより採決に入ります。

議案第 72 号番号 87 に賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

全員賛成により原案どおり承認することといたします。

次に議案第 73 号「現況証明願いについて」を上程します。事務局の説明を求めます。

局長

今月の「現況証明願い」は 1 件です。

議案第 73 号番号 19 について議案書をもとに説明いたします。

51 ページをご覧ください。

申請地は、市役所から南西へ約 3.8 k m に位置する第 2 種農地です。

申請の内容は 50 ページのとおりです。

公図は 52 ページをご覧ください。

本件は、20 年以上前に許可を受けずに非農地化した土地で、農地への復元が不可能なため、この度、非農地証明に至ったものです。

議長

次に現地調査報告をお願いします。

1 1 番

現地の報告をさせていただきます。

現地の位置に関しては、事務局から説明がありましたので省略します。

申請地は平成 4 年ごろから進入路と庭になっています。

周辺の状況は、北側と西側が、宅地で、東側と南側が道路となっていました。

申請地の状況は、3437 の東側に隣接した位置から進入路となっており、残りの大部分は庭となっており、綺麗に管理されていました。

以上のことから農地性はないと判断しました。

これで現地報告を終わります。

議長

何か質問はありませんか。

無ければ私から質問ですが、ここは先月、身障者用の施設で申請が出ていたと思いますが、その続きですか。

局長

190 号線を挟んで北側となります。

議長

わかりました。

他にありませんか。無いようでしたらこれより採決に入ります。

議案第 73 号番号 19 に賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

全員賛成により原案どおり承認することといたします。

次に報告第 35 号「農地法第 4 条第 1 項ただし書きの規定による届出について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

局長

報告第 35 号番号 10 について議案書をもとに説明いたします。

58 ページをご覧ください。

届出地は、市役所から北東へ1.6kmに位置する農用地区域内農地です。届出内容は、57 ページ番号 10 のとおりです。

公図は 59 ページ、土地利用図等は 60 ページ及び 61 ページをご覧ください。

議長  
1 3 番

次に現地調査報告をお願いします。

現地の報告をさせていただきます。

現地の位置につきましては事務局から説明がありましたので省略させていただきます。

周辺の状況は、西側が田と宅地、残りは全て田となっています。周囲は全て申請者の所有地です。

申請地の状況は保全管理中の田でした。

申請地への進入路の位置は、図面南側からで、幅員は 6.6m で、申請地の道幅は 3.6m となっています。

途中に水路が通っていますが、鉄板を敷くそうです。

境界については、既設構造物や畦畔で確認できています。

以上のことから特に問題ないと思います。

議長

何か質問はありませんか。

無いようでしたら報告第 35 号番号 10 は原案どおり処理いたします。

次に報告第 36 号「農地法第 5 条第 1 項ただし書きの規定による届出について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

局長

今月の公共事業の施行に伴う農地転用通知書は 1 件です。

63 ページをご覧ください。

届出地は総合事務所から南西へ約 3.3 km に位置する第 2 種農地です。内容は 62 ページのとおりです。

公図は 64 ページ、土地利用図等は 65 ページ及び 66 ページを御覧ください。

事業終了後、原状回復されます。

議長  
1 1 番

次に現地調査報告をお願いします。

現地の報告をさせていただきます。

現地の位置につきましては事務局から説明がありましたので省略させていただきます。

周辺の状況は、東と南側が市道、北と西側が保全管理中の田でした。

申請地への進入路の位置は、図面東側からで、幅員は 2m です。

境界については、畦畔で確認できています。

災害復旧のために行う一時転用で、作業期間は 1 か月程度です。



以上のことから特に問題ないと思います。

議長 何か質問はありませんか。

無いようでしたら報告第 36 号番号 11 は原案どおり処理いたします。

次に報告第 37 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」を議題とします。

局長 事務局の説明を求めます。

67 ページをご覧ください。

今月の農地法第 18 条第 6 項の規定による通知は番号 41 から 43 までの 3 件で、現契約を合意により解約するものです。

ご審議の程お願いします。

議長 何か質問はありませんか。

無いようでしたら報告第 37 号は原案どおり処理いたします。

次に、議案第 74 号「農用地利用集積計画」を上程します。

事務局の説明を求めます。

なお、中原委員は、農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項の規定により、本件議事に参与することができませんので、恐れ入りますが、ご退席をお願いします。

(中原委員 一時退席)

局長 69 ページから 75 ページまでを御覧ください。

議案第 74 号農用地利用集積計画について議案書をもとに説明します。

今月の農業経営基盤強化促進法第 18 条に基づく農用地利用集積計画は、整理番号 158 番から 197 番までの 40 件、129 筆、193,424 m<sup>2</sup>でございます。

ご審議の程お願いします。

質問はありませんか。

議長 無ければ私から質問です。解約が出た農地を、同じ苗字の人が借りていますが、関係者でしょうか。

局長 家族等ではありません。自治会等も違います。

議長 わかりました。では、69 ページの和の郷の作物が、飼料用作物となっていますが、牧草ですか。

局長 現物は見たことありませんが、イタリアンという品種の牧草だということです。位置については把握しておりませんので即答しかねますが、10ha 程度作付するとのこと。現状で和の郷は後継者がおらず、稲作が困難となり、大半の農地がこのような形になっているのではないかとおそれます。

議長 参考までに教えてほしいのですが、これを植えるというのはどのように

植えるのですか。

6 番 田を鋤いて、施肥を行い、播種します。

議長 機械でやるのですか。

6 番 機械を使います。到底手で播ける量ではありません。

7 番 石束不動寺原はきれいに植えていますが、どうやっているのですか。

播種機で縦横に播いた後に、ローラーで鎮圧して押さえています。その後生育しますが、生育不良がみられた場合は、追肥を行います。

議長 和の郷はそれができるのでしょうか。

局長 現状は稲作ができないということで、1年更新で飼料用作物を植え付けるというふうに聞いています。今後については和の郷だけの問題ではなく、10年後には他の法人も後継者の問題が出てくるのではないかと思います。そのため、現状では山陽アグリネットワークでドローンだけ共用していますが、例えば外部から人材を受け入れて、後継者のいない組合に派遣するような政策提案を市の方で行わなければならないというふうに思っております。毎月、関係行政機関とJAが集まって管理センター会議を行っていますが、そういう危機感を皆が共有しています。ですから、そういう方向で今後進めていきたいと思えます。

議長 10haもの土地があるのですから、それが荒れてしまうとすぐダメになってしまうですね。はい、わかりました。私からは以上です。

他に質問が無いようでしたら採決に入ります。

賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

全員賛成により、議案第74号は原案どおり決定することとします。

中原委員は入室してください。

(中原委員 着席)

次に報告第38号「非農地判定による通知について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

局長 76ページを御覧ください。

この度、非農地通知を行うものは、番号1から番号18までの農地で、所有者が不明又は筆界が未定の農地で、山口県及び山陽小野田市に通知することにより、農地台帳から消除します。

議長 質問はありませんか。

無いようでしたら報告第38号は原案どおり処理いたします。

次に、議案第75号「農地法施行規則第17条第2項による指定の解除について」を上程します。事務局の説明を求めます。

主査 議案第75号について、説明します。

77 ページをご覧ください。

農地法第 3 条農地法施行規則第 17 条第 2 項に規定する別段面積の指定を受けた農地の指定の解除です。

これは 8 月の総会において空き家に付随した農地の別段面積の指定を受け、9 月の総会で農地法第 3 条の許可となり、所有権が移転されたため、指定を解除するものです。山陽小野田市空き家に付随した農地の別段面積取扱基準の第 7 条には、農業委員会は指定農地が次の各号に該当する時は、総会の決定を経てその指定を解除するものとする。

「(1) 空き家を取得したものが、指定農地を取得したとき」とあるため、指定を解除するものです。以上です。

議長

何か質問はありませんか。

無いようでしたら採決に入ります。

賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

全員賛成により議案第 75 号は原案どおり承認することとします。

以上で本日の議案及び報告の審査はすべて終了しました。

局長

次回の現地調査は、12 月 6 日(月)9 時から、相本委員及び森田委員でお願いします。

第 18 回総会は、12 月 13 日(月)13 時 30 分からで、会場は保健センター 集団指導室です。

議長

以上をもちまして第 17 回山陽小野田市農業委員会総会を終了いたします。

(起立、礼) お疲れ様でした。

午後 2 時 4 8 分 閉会

山陽小野田市農業委員会

会 長

---

議事録署名委員

\_\_\_\_番委員

---

議事録署名委員

\_\_\_\_番委員

---